

いただいた意見・提案と県の考え方

令和8年度山梨県食品衛生監視指導計画（案）

No.	項目	意見の内容（概要）	県の考え方
1	第5 監視指導等 の実施体制	食品衛生を含めた多様な業務が確実に推進されるためにも、保健所の体制の強化が必要だと考えます。	【その他】 引き続き適正な監視指導が行えるよう体制の確保に努めます。
2	第5 監視指導等 の実施体制	フードチェーンの考え方のもとに食品供給の各段階での監視指導を行うことは重要であり、関係各機関との連携をますます強化すべきと考えます。 「山梨県食の安全・安心推進条例」「山梨県総合計画」等と共に、広く食品の安全確保のために連携と協働を進めることが必要です。	【記載済み】 「第5.2 関係部局との連携」及び「第5.3 国及び他の自治体との連携」の記載のとおり、引き続き、関係機関と連携を図ります。
3	第5 監視指導等 の実施体制	消費者の食品衛生に関する理解促進のために、「消費者教育推進計画」等の実施と連携することが重要です。	【記載済み】 「第5.2 関係部局との連携」の記載のとおり、引き続き、消費者教育推進計画を所管する県民生活支援課と連携します。
4	第5 監視指導等 の実施体制 第14 食品衛生指 に係る人材 の養成及び 資質の向上	保健所が行う食品営業施設の監視指導について、飲食店は対象に含まれるのでしょうか。 （一社）山梨県食品衛生協会の食品衛生指導員が行う巡回検査等の実態把握と適切な改善を求めます。	【記載済み】 飲食店は「第5.1 各食品衛生関係機関の役割（2）保健所（衛生課）」に記載のとおり食品営業施設に含まれております。 （一社）山梨県食品衛生協会の活動状況を把握するとともに、「第14.4 食品衛生指導員の育成指導」に記載のとおり、引き続き食品衛生指導員の資質向上に努めてまいります。
5	第6 重点的に監 視指導する 事項	キッチンカーやイベント等での持ち込み販売の増加に対して、監視指導体制の充実が求められます。	【記載済み】 「第6.1（6）その他の食中毒を防止するための対策」の記載のとおり、キッチンカーやイベント等における食品の衛生的な取扱いについて助言指導に努めます。
6	第7 重点的に監 視指導する 内容	令和7年度計画での「機能性表示食品及び特定保健用食品による健康被害発生時の情報提供体制の確立」に関しては、体制が確立されたと思われまますので、その体制を実施する旨の記述を求めます。	【記載済み】 「第7.1（7）食品の安全性の確保及び危害の発生、拡大の防止」に記載のとおり、食品等事業者に対し、引き続き監視指導してまいります。

No.	項目	意見の内容（概要）	県の考え方
7	第7 重点的に監視指導する 内容	HACCP に沿った衛生管理の導入に関して効果的な運用のための支援を確実に進めてください。	【記載済み】 「第7.1(9) HACCP に沿った衛生管理」及び「第12.1 管理運営要領の作成及びHACCP に沿った衛生管理の推進」の記載のとおり、HACCP の効果的な運用により衛生管理の底上げがされるよう監視指導します。
8	第13 情報提供及び意見交換 の実施	令和7年度の県内の食中毒は前年度に比べて増加しました。監視指導を徹底し、広く県民への広報活動を進めることが重要です。	【記載済み】 「第13.2 食品衛生思想の普及啓発」の記載のとおり、引き続き消費者に対し広く食品衛生思想の普及啓発を実施します。
9	第13 情報提供及び意見交換 の実施	計画の策定にあたって、意見募集のわかりやすい周知を求めます。県ホームページからは、「パブリックコメント」から調べると掲載されていません。県民意見提出制度実施要領では、「実施の予告に努める」とありますので、合わせて改善を求めます。	【その他】 この意見募集は、山梨県民意見提出制度実施要綱に準じて実施しています。 今後も、要綱に準じた適正でわかりやすい意見募集を行うとともに、県ホームページ等を活用しながら広く御意見を伺うよう努めます。
10	第14 食品衛生に係る人材の 養成及び資質の向上	「HACCP を用いた衛生管理手法の導入」「キッチンカー等の指導」などの新たな対応にあたり、指導監視を行う職員の育成と増員が求められます。また、事業者側にも HACCP を管理できる人材を養成する必要があります。その支援にも力を入れるべきです。 また、（一社）食品衛生協会における食品衛生指導員の実態の把握と適切な改善を求めます。	【記載済み】 「第14 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上」の記載のとおり、引き続き、監視員の研修会を実施し、資質向上を図ります。 事業者には、講習会や監視の機会などを通じて、人材養成を支援します。 また、（一社）山梨県食品衛生協会の活動状況を把握するとともに、「第14.4 食品衛生指導員の育成指導」に記載のとおり、引き続き食品衛生指導員の資質向上に努めてまいります。